

JETRO-JAPAN ロゴマーク 利用ガイドライン

1. 趣旨

本ガイドラインは、独立行政法人日本貿易振興機構(以下、「ジェトロ」という。)が著作権を保有する「JETRO-JAPAN ロゴマーク」(以下、「マーク」という。)の利用(以下、「利用許可」という。)に関し、遵守いただきたい事項を記載しています。

2. 目的

オール・ジャパンでの日本商品の海外市場開拓の取り組みのために、ジェトロが参加またはジャパン・パビリオン等を後援する世界各地の見本市・展示会において、ジェトロとは別に参加される企業・団体にも本「マーク」を统一的に掲げていただくことにより、日本としての一体感を醸成し、ジャパン・パビリオンやジヤパンプース(以下総称して「ジヤパンプース」という。)としての品質(展示される製品の品質、展示装飾、サービス)の高さ及び日本の参加をアピールすることを目的とします。

3. 図柄等

マークの利用許可を得た方(以下、「利用者」という。)は、マークの利用にあたっては、「JETRO-JAPAN ロゴマーク デザインマニュアル」(以下、「デザインマニュアル」という。)の遵守をお願いします。

4. マークの権利

マークに係る権利はジェトロが保有しています。マークの利用にあたっては事前に書面によるジェトロの許可を得てください。

5. 利用の申込み及び利用の許可

(1)マークの利用対象となる海外での展示会や見本市は、ジェトロが参加またはジャパン・パビリオン等を後援するものに限らせて頂きます。なお、本マークの商標登録をされていない国での見本市出展などの場合、マークの利用許諾をいたしかねる場合がございます。

(2)以下の方が、マークの利用申込みを行うことができます。

(ア)国の行政機関(独立行政法人、特殊法人、認可法人含む)

(イ)地方公共団体(地方独立行政法人含む)

(ウ)国立大学法人及びこれに準ずる団体

(エ)公益法人又はこれに準ずる団体

(オ)4.に加入する法人企業

(カ)1.から5.までに掲げる者に準ずると認められる者

(キ)1~3 以外の、ジェトロが後援名義を貸与したジャパン・パビリオンの主催団体等

※7.に該当する方は、後援名義貸与申請別途必要です。

(3)上記(2)に該当する方がマークの利用を希望される場合は、ジェトロに対して、別記様式により申込み願います。

(4)ジェトロは申込書を確認し、「利用許可書」を発行し、マークの電子データ(PDF 及びイラストレータ)及びデザインマニュアルを送付します。

6. マークの適正利用

(1) ジェトロが発行する利用許可書に記載されている方のみがマークを利用することができます。

(2) マークの利用範囲は以下に限らせていただきます。

ア ジェトロが参加する海外での展示会または見本市におけるジャパンプースに係る表出(バナー、看板、垂れ幕、サイン、ポスター、ステッカー、POP 等を含む)

イ アに関係する範囲内における印刷物(ダイレクトメール及び同封筒、パンフレット、カタログ、来場者配布用紙袋等)

(3) 以下の利用はできませんのでご注意ください。

ア 無断または無許可での利用

イ 第三者の権利を侵害するおそれのある利用

ウ 利用者の展示品や商品、利用者の活動内容の保証マークとしての利用または保証マークと誤認させる利用

エ 法令や公序良俗に反する利用

オ 公益性を損なう利用

(4) 展示会または見本市出展に係るすべての責任は、事業主体が負うものであり、マークの利用によってジェトロが何らかの責任を負うことは一切ありません。

(5) ロゴマークの使用が私企業の営業活動や広告宣伝など営利目的とジェトロが認める場合は、使用をお断りすることがあります

7. マークの不適切な利用等にあたっての措置

以下に該当する場合、マークの利用許可を取り消すことがありますのでご注意願います。

(1) 本ガイドライン、デザインマニュアル、その他ジェトロが随時定める規則類に違反した場合

(2) 利用者のマーク利用行為が、2. に定める目的に適合しなくなった場合

(3) 5. (2) に掲げる方と認められなくなった場合

(4) 法令もしくは公序良俗に反する行為、または公益性を損なう行為のいずれかを行った場合

(5) その他、利用許可を取り消すことが相当とジェトロが認めた場合

8. 利用者の遵守事項

(1) 利用者がマークの利用に関して第三者に損害を与えた場合には、その損害についての全ての責任を負担していただきます。

(2) 利用者は、マークを利用したデザイン業務を第三者に委託する際、その委託先の行為に関わる全ての責任を負い、本ガイドラインのうち必要な事項を遵守させなければなりません。

(3) 利用者には、マークの利用実態の報告や、マークを利用した物品等をジェトロに提出いただく事があります。

9. マークの利用期間

利用期間は、ジェトロが利用許可した後、利用者がマークを利用する海外での展示会または見本市の会期終了時までとします。但し、会期終了後の当該展示会又は見本市の開催結果報告を行う場合に限り、会期終了以降の利用も可能です。

10. 附則

本ガイドラインは、2012年9月11日から施行します(2026年3月2日改訂)。本ガイドラインは、ジェトロより

事前の通知なく改訂される場合があります。改訂内容は、ジェトロのホームページ等で通知します。

11. 申込書の送付・利用実態報告先・問い合わせ先

〒107-6006

東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル

独立行政法人日本貿易振興機構

海外展開支援部 戦略企画課(JETRO-JAPAN ロゴマーク担当)

電話 03-3582-5541

E-MAIL ODA@jetro.go.jp

<内部メモ>

弁護士さんに確認いただきたい論点

- ① 現行のガイドラインに後援名義を貸与する団体・企業というのを加えたものについて、法的にジェトロの権利を守れる内容になっているか
- ② 濫用防止の観点で全体として抜け漏れがない定めになっているか